

(委託料の請求)

第4条 乙は、前条に定める委託料を請求するときは、「療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和51年厚生省令第36号）」又は「介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令（平成12年厚生省令第20号）」に定めるところにより、第5条に定める審査支払機関へ請求するものとする。

(審査支払事務)

第5条 甲は、前条の請求に係る審査支払事務を山口県社会保険診療報酬支払基金及び山口県国民健康保険団体連合会へ委託するものとする。

(再委託の制限)

第6条 乙は、業務を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

(契約の解除)

第7条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができる。
2 乙は、前項の定めによる契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対してその補償を請求することができない。

(疑義の解決)

第8条 この契約について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、解決するものとする。

(履行の決定)

第9条 前各条に定めるもののほか、この契約について必要な事項は甲乙協議の上、決定するものとする。

以上の契約締結の証として、この証書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

委託者 山口県
山口県知事

受託者 所在地
医療機関名
代表者名